世いねんこうけんせいど成年後見制度をご存知ですか?

成年後見制度は認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が 木牛分な方の権利や財産を守り、その方の望む暮らしを支援する 制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度 判断能力が十分でない方のために

本人や家族などが家庭裁判所に申立をし、家庭裁判所によって成年後見人 などが選任されます。判断能力の程度により次の3つに分かれています。







任意後見制度 将来の不安に備えたい方のために

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設入所などの身上に関する事柄を本人に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ決めておき、公証役場でその内容と方法を契約する制度です。

こうれいしゃ しよう 高齢者・障がい者権利擁護センターが おこな じぎょうないよう 行う事業内容

権利擁護センターでは、成年後見制度を皆さんに知っていただき、 また多くの方に利用していただくため、次の業務を行っています。

相談

電話や窓口で、成年後見制度の 利用を必要とする人やその家族、 支援者などからの相談をお受け します。

月曜日から金曜日 午前8時30分~午後5時 (土日、祝日、年末年始はお休みになります。)

専門職相談

済護士、司法書士等 の専門職による相談 (予約制)を定期的 に実施します。



司法書士による相談

毎月第4木曜日午後2時~午後4時

普及・啓発

成年後見制度への理解を深めていただけるよう、市民の皆さんや関係機関の芳々に、制度に関

する広報や講演会、研修会などを開催し、普及・野路のます。



市民後見人の育成

市民参加型の権利擁護を図るため、市民後見人の育成を行います。